

令和7年度湖魚食材消費応援事業委託仕様書

1 目的

日常的に消費する食料品や日用品の物価高騰にある中、高価で嗜好性の高い湖魚は消費されにくく、漁業者等の収益に影響が出ることが危惧されていることから、消費者に湖魚を食べる機会を提供し、需要喚起を行う。同時に、生産者や滋賀県漁業協同組合連合会といった、既存の関係事業者が関わる形で湖魚の物流を動かすことにより、関係事業者の収益確保と生産・供給体制の維持を図る。

2 内容

地産地消や地域経済の活性化に関心の高い大学や企業の食堂等（以下「団体」という。）に湖魚を提供し、食堂等利用者に湖魚を食べる機会を提供する。

（１）湖魚食材サンプル提供による食堂等メニュー試作・開発の促進

- ・湖魚食材の特徴や旬の情報等を団体に周知すること。
- ・団体に対して湖魚食材のサンプルを提供し、湖魚メニュー試作・開発を促進すること。
- ・団体に対して概ね20回サンプル提供を行うこと。

（２）湖魚食材を用いた湖魚メニューフェア等開催の促進

- ・団体が実施する湖魚メニューフェア等の開催を促進すること。
- ・概ねのべ10団体が実施するものとする。
- ・フェア等開催期間中、食堂等利用者に湖魚食材の魅力情報が伝わるよう工夫すること。
- ・県のHP等に投稿できるよう、団体によるフェア等の取組内容を記事にすること。
- ・実施団体が自ら広報することを促すこと。
- ・広告媒体等を用いて団体の取組内容について広く周知すること。

なお、（１）と（２）の実施団体が重複しても差し支えないものとする。

（３）アンケート調査

（１）および（２）の実施にあつては、団体および食堂等利用者を対象としたアンケート調査を実施し、湖魚の消費拡大および需要喚起に役立つよう集計すること。

（４）湖魚食材の入手およびフィードバック

（１）および（２）の実施にあたり、必要となる湖魚食材の入手については、県および生産者団体等と協議して決定すること。

（５）その他、目的を達成するために必要となる業務

3 契約の期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木曜日）まで

4 実績等の報告について

- (1) 受注者は、上記業務について、県が必要と認める時には、その進捗や実施結果についてとりまとめ、速やかに提出すること。
- (2) 受注者は、本委託業務の完了後、委託業務の内容を取りまとめた業務報告書1通、および電子データ1式を提出すること。
- (3) (1) および(2)の提出先は、滋賀県農政水産部水産課とする。

5 業務の遂行について

- (1) 委託業務の詳細は、団体の提案内容に基づき県と受注者で協議のうえ、決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、受注者は県と適宜打合せを行い、連携を密にすること。

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 委託業務の履行に際し、他の者の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受注者の責任においてこれを処理することとする。
- (3) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務の終了までに県に返却することとする。
- (4) 委託業務において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 成果物に関する著作権は、滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等（ホームページへの掲載等）での活用（二次使用）を妨げないものとする。
- (6) 成果物委託業務の内容は、受注者からの提案に基づき県と協議の上、決定する。
- (7) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定める。